

「地方創生」に代わる福祉国家型自治・地域再生の選択肢

岡田知弘（京都大学）

はじめに

- 1) 第二次安倍政権の下での「富国強兵」型国家づくりと改憲
 - ①違憲の安保法制のゴリ押し、沖縄での地方自治破壊、2020年までの明文改憲表明
その露払いとしての共謀法 「戦争ができる自衛隊」から「戦争ができる国」へ
 - ②他方で、成長戦略の一環としての武器輸出、原発再稼働・原発輸出推進、日米同盟を軸にした通商協定の追求姿勢（TPPから日米FTAへ）、国家戦略特区活用
 - ③森友学園事件、加計学園事件で明らかになった私益追求と国家戦略特区問題
 - ★憲法 15 条「すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない」違反→前川前文科次官の告発によって、国、公務員のあり方が鋭く問われている
 - ★安倍官邸独裁政治の危険性と腐敗を一気にあぶりだす⇔米国の特別検察官、韓国での朴前大統領訴追
 - ★東京都議会選挙での自民党の歴史的敗北に直結→安倍官邸を揺るがす局面に
 - ④施行 70 周年の節目に最大の危機局面を迎えた戦後憲法と地方自治体制
- 2) 大災害と経済のグローバル化の下での「格差と貧困」のなかで再び憲法が試金石に
 - ①阪神・淡路大震災、中越震災、東日本大震災につづき熊本・大分震災、火山噴火災害、水害、土砂災害等の頻発のなかで住民の生存権と基本的人権の尊重が大前提に
 - ②国と地方自治体の最大の責務 国民の生存権、幸福追求権、財産権の保障と福祉の向上。安倍政権は、この時代に誰のための政策をしようとしているのか
 - ③憲法で定められた平和国家の建設と維持のためには健全な経済発展が必要不可欠
農地改革・財閥解体・労働改革による農家及び中小企業の民主的発展と労働基本権そして、中央政府の暴走を止められなかった戦前の地方団体に団体自治と住民自治を付与。主権者は、国民とし、女性も男性と対等に選挙権・被選挙権をもつ
 - ④安倍政権の解釈改憲・戦争法案成立強行に対して、民主主義とは何か、国とは何かを根源から問い直す「学び」と市民運動・野党連合が急速に拡大
→2016年参議院選挙1人区における市民・野党連合候補の勝利相次ぐ
さらに、2014年の沖縄県知事選挙での「オール沖縄」の翁長候補の勝利に続き、16年10月には新潟県知事選挙で市民・野党連合の米山候補の勝利
 - ★安倍政治の矛盾の集中点での新たな民主主義、地方自治の動きが構築されている
基地問題、原発問題、TPP問題、震災復興問題
 - ★米国でのサンダース氏を押し上げた社会運動との共通性

I 安倍流「富国強兵」型国家づくりと政官財抱合体制

- 1) 安倍首相がめざす「国のかたち」（「戦後以来の大改革」）と改憲策動
 - ①施行 70 周年の憲法記念日に、2020 年までに新憲法を施行させると表明
 - 自民党内での議論も無視して、9 条への加憲、高等教育費無償を盛り込む具体案を提示、公明、維新の取り込みをねらう
 - 改憲案の 9 月臨時国会への提案も表明（6 月 24 日）

- ②安倍政権の下での経団連による 9 条改定・武器輸出及び原発再稼働・輸出要求
安倍首相の財界後援会「さくら会」の主要メンバーは、三菱、東芝、日立
- ③現・経団連会長企業（東レ）も、外資系軍需メーカー、米国軍需産業との一体性
経団連としても、2005 年改憲提案に続き、改憲論議を進めることを表明
- 2) 第二次安倍政権における政財官「抱合」体制の強化
- ①日本経団連による政策評価に基づく団体・企業献金の再開
- ②経済財政諮問会議等、意思決定機関への財界代表者の送り込みと決定権限の強化
政策決定から事業の進行管理までを行う
- ③官民人事交流の拡大（民間企業からの常勤出向者 2011 年 790 人→15 年 1261 人）
政策中枢の内閣府の大臣官房には J R 東日本、オレンジネットプラス、パナソニック、日経 B P、日立製作所、日立ソリューションズ、三菱商事から、また政策統括官（経済財政運営担当）にはサントリーホールディングス、ゼビオ、ソニー、清水建設、日本総合研究所から派遣。マスコミ関係者も入る。
- ④国から地方自治体への派遣の増加
- 2010 年の 1660 人から 2015 年の 1752 人へ
- うち国から市町村へは、446 人から 580 人
- ⑤内閣人事局の設置（2014 年） 現局長は萩生田官房副長官
- 官邸が各省庁の幹部職員人事を掌握 ★憲法 15 条侵害の恐れ
- 警察、司法の幹部人事も官邸が握ることの危険性→三権分立が機能不全に
秘密保護法、共謀罪も使い、警察権力による憲法違反の人権侵害捜査、立件、判決が増えたり、社会運動を抑圧する可能性大
- 3) 「富国強兵」国家と国家戦略特区、道州制、地方創生との関係性
- ①「世界で一番ビジネスのしやすい環境をつくる」 目標=TPP、道州制
- 「アベノミクス特区」（国家戦略特区）の「延長上で、最終的には、道州制のもと、地域が独自性を発揮して成長していくモデルを実現」（2013 年 4 月 17 日産業競争力会議での竹中平蔵発言）
- 2013 年 12 月 国家戦略特別区域法成立
- 2014 年 5 月 国家戦略特別区域及び区域方針を総理大臣が決定
国家戦略特区第 1 次指定
- 国家戦略特区の目的 「経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点の形成を促進する観点から、国が定めた国家戦略特別区域において、規制改革等の施策を総合的かつ集中的に推進します」
→税優遇、土地・建築法制、医療・介護、教育、労働法制（解雇自由、外国人受入れ）等での各種規制緩和を、法改定に先駆けて国が指定する領域に設定。
- ②「地方創生」と国家戦略特区、道州制との関係（自民党「政権公約 2014」から）
- 道州制導入までのつなぎとしての「地方創生」
- 【道州制の導入に向けて、国民的合意を得ながら進めてまいります。導入までの間は、地方創生の視点に立ち、国、都道府県、市町村の役割分担を整理し、住民に一番身近な基礎自治体（市町村）の機能強化を図ります。】

○地方創生と規制改革・国家戦略特区との関係

【地方創生を規制改革により実現し、新たな発展モデルを構築しようとする『やる気のある、志の高い地方自治体』を、国家戦略特区における『地方創生特区』として、早期に指定することにより、地域の新規産業・雇用を創出します】

★地方創生担当大臣の担当分野一道州制、国家戦略特区、地方分権改革

③第一次安倍内閣時の自民党・日本経団連の道州制構想と「戦争ができる国」

★日本経団連は、道州制を「究極の構造改革」と位置づける

○都府県を廃止し、10程度の州を設ける→浮き財源をインフラと企業誘致に活用

○市区町村合併を促進して、最終的に300基礎自治体にする（人口30万人規模）

○国と道州政府、基礎自治体の「役割分担」→「戦争ができる国」（沖縄問題）

国は外交、軍事、通商政策、道州政府は産業基盤、経済政策、高等教育政策等、基礎自治体（地方政府）は医療、福祉、義務教育等住民に身近な行政サービス

★太平洋戦争下でも道州制論議が台頭、1945年6月に地方総監府が発足

○地方交付税は廃止し、財政調整は「水平的調整」のみにする

○地方自治体の不足財源は、地方消費税引き上げと「新しい公共」（市場化、住民の「共助」）によって賄う

○州議会議員数は、現在の府県議会議員総数の3分の1程度に削減する

④道州制をめぐる巻き返し → 選択的道州制論へ

○自民党道州制推進本部、民進党の綱領・基本理念、維新の会「憲法改正原案」

II 安倍政権のアキレス腱となった国家戦略特区

1) 「アベノミクス」の「第三の矢」（成長戦略）としての規制改革

①2015年度予算編成の前に、3つの会議体の答申類が出そろふ

②規制改革会議 「岩盤規制」に「ドリル」で「風穴をあける」

雇用（労働時間規制の緩和）、農業（農協・農業委員会制度改革、農地取引の企業開放）、医療（混合診療）

★「ドリル」として位置付けられた国家戦略特区

③産業競争力会議 「日本再興戦略」改訂 「稼ぐ力」（＝収益力）重視。

雇用（女性、外国人労働力の活用）、福祉（公的年金資産での株式運用増）、医療（医療法人の持ち株会社制度）、農業（農林水産物輸出推進）エネルギー（原発早期再稼働、発送電分離、再生可能エネ買い取り価格制度改定）

④経済財政諮問会議 法人実効税率を数年で20%台まで引き下げる

⑤2013年参議院選挙で勝利したことにより、雇用、農業、福祉、医療分野に切り込み、大企業の収益増をサポートする「世界に誇れる事業環境」（③）創出

⑥安倍首相の自己評価「この1年間の努力の結果、これまで挑戦することすらタブー視されていた壁、何度も挑戦したが乗り越えられなかった壁を突き抜けるような政策を盛り込むことができた」（2014年6月16日、産業競争力会議）

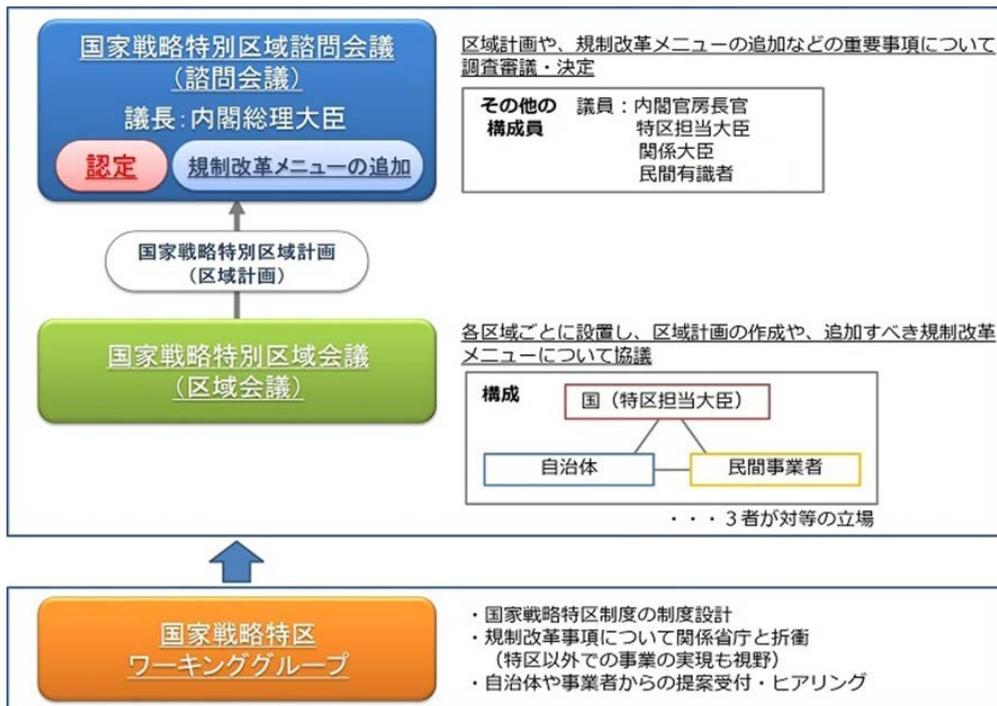
⑦産業競争力会議・規制改革会議による「岩盤規制」解体の焦点

○農業、医療、雇用→TPP反対勢力のコア組織の切り崩し

○資本、労働、土地所有の三大カテゴリーの戦後改革以来の再編のための「ドリル」

○社会的規制が必要な医療、教育、福祉、雇用の分野を資本の利潤追求の場とする
 2) 安倍政権の国家戦略特区制度の内実

- ①過去 2 回の特区（構造改革特区、総合特区）と異なり、官邸サイドで国の戦略方針、規制緩和メニューを立てたうえで、地域指定
 - 制度設計は、国家戦略特区ワーキンググループ（座長＝八田達夫、本間正義、八代尚宏、鈴木亘、坂村健、秋山咲恵、阿曾沼元博、工藤和美、原英史）
 - 規制改革メニュー（現在、11. 都市再生、創業、外国人材、観光、医療、介護、保育、雇用、教育、農業）
- ②特区制度の運用に対して、国及び事業実施者（企業）がコントロールできる仕組み
 - 国家戦略特区諮問会議（議長＝安倍、麻生、山本幸三、菅、石原伸晃＋「民間議員」（竹中、八田、秋池、坂根、坂村健）の活発な献策活動
 - 国家戦略特区域会議 担当大臣、諮問会議民間議員、自治体代表、民間事業者
- ③新潟市の場合、特区区域会議委員のなかに、民間事業者として新潟経済同友会池田弘筆頭幹事、藤田毅フジタファーム代表取締役、自治体関係者として篠田新潟市長が入る。東京圏の場合は、三菱地所、慶応大学病院等が入る。



(出所) 内閣府 hp <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kokusentoc/index.html>

- ④特区から全国措置へ拡張 農協・農業委員会体制の実質解体（2015年9月国会）
 - 最大の狙いは、土地所有・利用と農業の担い手に関する「岩盤規制」の撤廃と外資を含む農外資本の参入の自由化（TPP 対応）
 - そのための農業委員会・農協の組織制度再編の推進と、生産調整の見直しによる農協の存在基盤の掘り崩し。併せて、反 TPP 運動の切り崩し。

- ★農地・農業政策をめぐる農業委員会の自治制度、農協の協同組合原理の破壊
- 米国からの対日要望事項であった総合農協制度の解体と農地取引の自由化
- 上記を含め全体で 23 項目が、全国を対象として規制改革（2017 年 5 月時点）

3) 国家戦略特区の指定（2014 年 5 月 1 日）

- ①東京圏（東京都・神奈川県の一部又は一部、成田市）
都市再生（容積率、エリアマネジメント、旅館業法）、雇用・労働（雇用条件）医療（外国医師、病床、保険外併用、有期雇用、医学部）、歴史的建造物の活用
- ②関西圏（大阪府・兵庫県・京都府の一部又は一部）
医療（病床、外国医師、保険外併用）、雇用（雇用条件）、都市再生（容積率、エリアマネジメント、旅館業法）、教育（公設民営学校）、歴史的建造物活用
- ③新潟市 農業（農業委員会、農業生産法人、信用保証、農業生産法人、農家レストラン、食品機能性表示制度、雇用条件）
- ④兵庫県養父市 農業（農業委員会、農業生産法人、信用保証、農家レストラン）、歴史的建造物活用
- ⑤福岡市 雇用・労働（雇用条件、在留資格見直し）、医療（病床、外国医師）、都市再生
- ⑥沖縄県 観光（ビザ要件の緩和、入管手続きの民間委託、潜水士試験の外国語対応）、労働（ビザ要件の緩和）

4) 雇用指針を策定（2014 年 4 月 1 日）

- ①グローバル企業及び新規開業直後の企業等が我が国の雇用ルールを的確に理解し、予見可能性を高めるとともに、労働関係の紛争を生じることなく事業展開することが容易になるよう、国家戦略特区法に基づき定める指針。
- ②各特区に雇用労働相談センターを設置

5) 「国家戦略特区」の追加指定

- ①同特区の一環として「地方創生特区」を第二次指定（2015 年 3 月 19 日）
仙北市（医療ツーリズム、外国人医師）、仙台市（起業手続きの緩和）、愛知県（公設民営高等学校の認可）
- ②第三次指定。「地方創生特区 第二弾」（2016 年 1 月 29 日）
広島県・愛媛県今治市（観光・教育・創業などの国際交流・ビッグデータ活用特区）、千葉市（東京圏の拡大。幕張新都心を中核とした「近未来技術実証・多文化都市」の構築）、北九州市（福岡市に追加、高齢者の活躍や介護サービスの充実による人口減少・高齢化社会への対応）

6) 国家戦略特区の規制改革活用メニューと中間評価

- ①規制改革メニュー活用数 46、認定事業数 242
- ②認定事業数最多は東京圏 80、福岡・北九州市 40、関西圏 27、、、沖縄 3
- ③東京圏のうち、東京都が 65。都市再生、医療が目立つ。成田で国際医療福祉大学
東京都での大規模都市再開発、混合介護のための国家戦略特区推進共同事務局設置
公共施設管理計画による不動産活用方式が目立つ
- ④KPI（重要業績評価指標）と PDCA サイクルによる評価の実施
養父市（国家戦略特区のフロントランナー）>>>>沖縄県

7) 国家戦略特区の現場で広がる矛盾

①新潟市「ローソンが新潟市内の農家と連携し、農地法等の特例を活用した新たな農業生産法人（ローソンファーム新潟）を設立した上で、ローソン店舗にて販売するコメの生産、加工を行う」→100ha 目標で5haのみ。社長は3年前に就農、13000円/60kg買取。（伊藤亮司「顕在化しつつある国家戦略特区の実態」『法と民主主義』2015年5月号）

○当時のローソン会長は新浪剛史。政府の産業競争力会議メンバー

○2015年末までに参入したのは9特例農業法人 総面積 14.7ha。雇用効果は71名余り（伊藤亮司「新潟市革新的農業実践特区の現場から」『住民と自治』2017年5月）

○パナソニックの植物工場も2年の試験期間を終え、「撤退」の模様（同上）

②養父市「養父市内全域の農地について、農地法第三条第一項本文に掲げる権利の設定又は移転に係る同委員会の事務の全部を、養父市長が行う」としたうえで、「やぶパートナーズ株式会社（養父市）とオリックス不動産株式会社（東京都港区）が、養父市内の農業者と連携し、農地法等の特例を活用した新たな農業生産法人を設立した上で、有機野菜等の生産・加工・販売等を行う」

○広瀬市長の独断で申請 農業委員会との合意済と説明し、耕作放棄地の土地を集約し、農外企業を中核に六次産業化をすすめるプランを策定

○農業委員会の反発 「不同意」意見書を政府に提出

○農業委員会で多数の賛同を得たうえで、農地法3条関係の許認可権限を市長に移す。オリックス不動産、ヤンマー、クボタ、ナカバヤシ等の農業参入

○企業による農地取得を全国で初めて活用 4企業で 1.34haを取得

○新鮮組岡本重明社長の言「ヤンマーなど大手企業の農場がたくさん進出して農業を始めているが、わずかに数十万円の資本を持ち込んだだけで何をしようとしているのか私にはよくわからない」「企業による農地所有に力が入り過ぎのような印象をうける。大切なのは、農家が利益を出していけるような環境を整えていくことで、方向感を失わないでほしいと思う。諮問会議有識者たちは規制として農業委員会や企業参入問題を重視しているようだ。事業をやっているわけではないから、現場で感じる問題をわからないのかもしれない」『日経グローバル』第292号、2016年5月16日

③国家戦略特区に通底する問題点

○手続きの密室性 利害関係者を含む少数の人間が政治決定 腐敗の温床に

○首相官邸主導で、省庁の専門官僚制を排除 財務局の忖度と前川氏の告発

○公務員＝全体の奉仕者とした憲法15条を蹂躪

○地方自治の否定 意思決定過程において団体自治も住民自治も否定

○本来であれば、憲法95条に定める「特別法の住民投票」をなすべき事柄であるにも拘わらず無視

○「住民の福利の増進」を追求すべき地方自治体の目的を「経済成長」「国際競争力の強化」に純化させる 地方自治法の理念に反する政策

III 「地方創生」と地方自治の危機

1) 「地方創生」政策打出しの背景

- ①アベノミクス「第一の矢」「第二の矢」の失敗と消費増税による地域経済の衰退加速
 - ②日本創成会議・増田レポート＝「自治体消滅」論の活用 増田と菅の「共謀」
→第31次地方制度調査会、国土審議会での新国土形成計画論議の基調認識に
 - ③日本経団連による支援表明
農業や観光、防災・減災対策、国土強靱化、PFI・PPPへの「民間参加」によって
「地域活性化」を提言（「新内閣へ望む」2015年9月3日）
- 2) 地方創生関連2法の制定（2014年11月21日）と地方創生総合戦略づくり
- ①「まち・ひと・しごと創生法」は、基本理念と創生本部設置の組織規程、国及び地方自治体での総合戦略策定の責務規程を盛り込む。事務方トップは厚労省出身。
 - ②実施法としての地域再生法の一部改正（コンパクトシティ関係の規制緩和促進とともに、六次産業施設目的の農地転用特例、首相に調整・勧告権付与）
 - ③国の地方創生総合戦略の重点分野（14年10月10日）
移住（移住希望者支援、企業移転促進、地方大学の活性化）、雇用（農業、観光、福祉）、子育て、行政の集約と拠点化（拠点都市の公共施設・サービスの集約、小さな拠点整備）、地域間の連携（拠点都市と近隣市町村の連携推進）
★総務省「公共施設等総合管理計画」策定の「要請」（2014年4月～）
★文科省「公立小中学校の統廃合に関する手引案」公表（2015年1月）
★大都市圏＝地域包括ケア、地方都市圏＝地域連携、中山間地域＝小さな拠点
 - ④国の地方総合戦略決定（14年12月26日）
○企業の一部本社機能、ひとの「誘致」への優遇策が柱。あとは既存政策メニュー
○数値目標を掲げる→2060年人口目標1億人、2050年代成長率1.5～2.0%
○KPI（重要業績評価指標）とPDCAサイクルで評価に基づく交付金分配制度に
★1941年「人口政策確立要綱」の亡霊甦る?! 昭和30年人口目標1億人
一億総動員≒一億総活躍 産めよ増やせよ政策と「厚生」政策の拡充
 - ⑤地方版総合戦略の策定
○基本目標（数値、客観的指標）と目標達成のために講ずべき施策の明記求める
○雇用創出、人口流入、結婚子育て等の目標の下に、「新規就農者数、観光入込客数、移住相談件数、進出企業数、若者就業率、小さな拠点数」をKPIに
★京都市「まち・ひと・しごと・こころ京都創生」総合戦略決定（2016年9月）
★都道府県はもとより、大規模都市ほど、市単位でのプロジェクトや施策のオンパレード。生活圏ごとの産業、定住、医療福祉政策の結合がなければ絵に描いた餅か、これまで通りの開発主義的な施策に終わるだけ。むしろ政令市では、これを機に、区単位、さらに学区単位で住民主体の地域再生計画をつくることが重要。
- 3) 国土形成計画による「選択と集中」政策の推進
- ①増田レポートの情勢認識を基本に「コンパクトな拠点とネットワーク」形成を全国計画に盛り込む 都市計画の方向として「コンパクトシティ」化を強調
 - ②リニア新幹線建設を大前提に三大都市圏を結合した「スーパーメガリージョン」形成と「コンパクト+ネットワーク」による「連携中枢都市圏」（人口30万人程度）構築と「小さな拠点」整備を盛り込む

IV 「公共サービスの産業化」政策で地方行政の「私物化」を推進する安倍政治への対抗

1) 「骨太の方針 2015」策定過程における民間議員の「公共サービスの産業化」提案

①安倍政権の下で復活した経済財政諮問会議＝経済財政政策の司令塔

○民間 4 議員 伊藤元重・東京大学教授、榊原定征・日本経団連会長、高橋進・日本総合研究所理事長、新浪剛史・サントリーホールディングス代表取締役社長

②4 議員提案「公的分野の産業化に向けて～公共サービス成長戦略～」(2015. 3.11)

○「経済再生と財政健全化の両立、さらには地方創生にとっても、公的部門の改革がカギとなる」

○「国・地方の公共サービス分野での民間との連携（インクルージョン）を進め、サービスの多様化、質の向上とともに、新たな民間産業の創造や民間雇用拡大を通じた経済成長を実現し、税収拡大を図るべき。さらには歳出効率化とあわせて実現することで、二兎を得るよう取り組むべき」

○ターゲットは、「歳出規模も大きく、かつ国民生活にも深くかかわる社会保障サービス・地方行政サービス分野」

○手法「規制改革とともに、サービス提供者のインセンティブに関わる制度（診療報酬、介護報酬、保険料、補助金制度、地方交付税制度等）の改革も行うことを通じて、多様な主体が参入し、多様なサービスを提供できる環境整備を進める」ことで「成長産業化」をすすめるべきとする

③「骨太方針 2015」（2015 年 6 月末決定）に、上記提案がほぼ採り入れられる

○同方針の大目標である経済成長の下に「公共サービスの産業化」を位置付ける「経済再生に寄与する『歳出改革』、『歳入改革』を推進することを通じて、公共サービス分野を『成長の新たなエンジン』に育てる」

○「未来の成長の源泉」としてイノベーション、とりわけ IT 技術を位置付ける「個人番号カード、電子私書箱等を活用したワンストップサービスや政府調達 of 全工程の電子化等を通じ、公共サービスの改革を進める」

○「地方創生」「地域経済活性化」の手段としての「公共サービスの産業化」
「社会保障サービスを含む公共サービスや公共投資等が大きな比重を占める地方経済にとっては、改革によってその質と生産性を高めていくことが、地方創生、地域経済の活性化のために必要不可欠である」

2) 経済・財政一体改革推進委員会による進行管理体制

①経済財政諮問委員会の下に「骨太の方針」の進行管理機関として上記委員会設置

○構成員は諮問会議民間議員及び学者・経営者・首長からなる有識者、会長

○社会保障、非社会保障、制度・地方行財政の分野別にワーキング・グループ

○アクション・プログラムの決定（コンパクトな都市構造の実現、公共施設のストックの適正化、PPP（官民連携）／PFI 等市場化の推進、2020 年度までに個別施設計画策定を自治体に求める）

②経済財政政策担当大臣の下に「優良事例を全国展開するプラットフォーム」も設置

○健康増進・予防等の社会保障サービス、公共サービスのイノベーションの 2 分野を対象に、歳出改革の優良事例を全国に展開する取組を推進

○アウトソーシング、IT を活用した業務改革・クラウド化、公的ストックの有効

活用の3つのテーマ別分科会を設け、省庁担当者も委員に

- 3) 総務大臣通知「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について」(2015. 8.28)
 - ①行政サービスのオープン化・アウトソーシング等の推進(民間委託等の推進、指定管理者制度等の活用、地方独立行政法人制度の活用、BPRの手法やICTを活用した業務の見直し)
 - ②自治体情報システムのクラウド化の拡大
 - ③公営企業・第三セクター等の経営健全化
 - ④地方自治体の財政マネジメントの強化(公共施設等総合管理計画の策定促進、統一的な基準による地方公会計の整備促進、公営企業会計の適用の推進)
 - ⑤PPP/PFIの拡大
 - ⑥最後に「業務改革を推進するため、民間委託やクラウド化等の各地方自治体における取組状況を比較可能な形で公表し、取組状況の見える化を実施」し、「総務省においては、これらの推進状況について毎年度フォローアップし、その結果を広く公表」と明記
- 4) 総務省による「公共サービスの産業化施策」の展開
 - ①2016年度予算に「自治体インフラ開放による公共サービス産業化プロジェクト」(5億円)及び「自治体データ開放による公共サービス産業化プロジェクト」(2.5億円)を計上。また、トップランナー方式を、学校用務員、学校給食制度に導入
 - ②2017年度予算では、評価(成果)に基づく地方交付税の算定割合を増やす。「人口減少等特別対策費」は3年で1000億円シフト、「地域の元気創造事業費」も3年で1000億円シフト。
 - トップランナー方式に2業務追加 府県の青少年教育施設管理、公立大学運営 図書館、博物館、公民館、児童館等管理への適用は反対が強く「見送り」に
 - ③今後の国の方針 行政のスリム化と窓口サービスを含む民営化(「骨太の方針2017」)
 - 水道、バス等の公営企業も対象に
 - 第31次地方制度調査会答申に基づく窓口業務の民間委託の拡大ねらう

V 「地方創生」をめぐる矛盾

- 1) 「地方創生」政策自体に内在する矛盾
 - ①大都市及び地方都市、農山村の地域経済を破壊してきた構造改革と同一線上に位置するTPP推進策と根本的に矛盾 しかも、TPPは頓挫。RCEP、EUとのEPAで多国籍企業の利益追求+日米FTA
 - ★EUとのEPA「大枠合意」では、自動車産業の利益を拡大するために、畜産、林産品などに加え、中核市の公共調達市場開放を約束。しかもローカルコンテンツ規制(進出企業の地域貢献制度)禁止規定も入れる露骨さ。そのTPP発効も困難に
 - ②「少子化」「人口減少」問題の解決と根本的に対立するグローバル企業の国際競争力強化・「稼ぐ力」(日本再興戦略)論に基づく労働改革(派遣拡大)の推進
 - ③東京に本社をおく大企業は、地方への「本社機能」移転には否定的 経団連調査(2015年9月。将来的に本社機能移転可能性回答企業比率は7.5%)
 - 「ローカルアベノミクス」で潤うのは、規制緩和やPPP、PFIで参入する大企業、

多国籍企業 地元の中小企業や農家ではない

★あくまでも東京に拠点をおくグローバル企業の「中央」の視点から見下した「地方」であり、既存の農家や中小企業による「地域再生」ではなく、規制緩和の利益を得た外部企業による新市場「創生」を根幹においた「地方創生」の矛盾

④第31次地方制度調査会答申（2016年2月29日 長谷部恭男専門小委員長）

○道州制の文言は入らず 総会では道州制推進国会議員から反発も

○市町村連携の活用 連携中枢都市圏の対象拡大、定住自立圏の活用、県の補完

★さらなる市町村合併に対しては全国町村会、町村議長会から猛烈な反発

★西尾勝元地方制度調査会会長の総括 「平成の大合併は惨憺たる結果」

『参議院 国の統治機構に関する調査会会議録』第1号、2015年3月4日

⑤新自由主義的福祉・医療構造改革、「選択と集中」による地方制度改革を通して、「住み続けることができない地域」、災害リスクが高まる地域の拡大

人口規模別自治体数・人口・面積の推移									
	2001年度			2012年度			増減ポイント		
	自治体数	人口	面積	自治体数	人口	面積	自治体数	人口	面積
100万人以上	0.3%	20.1%	1.4%	0.6%	15.5%	1.6%	0.3%	-4.6%	0.2%
50～100万	0.3%	6.1%	0.9%	1.4%	12.8%	2.4%	1.0%	6.7%	1.4%
20～50万人	2.5%	20.7%	4.9%	5.7%	24.4%	7.6%	3.1%	3.7%	2.7%
10～20万人	3.8%	13.0%	3.9%	9.0%	16.9%	10.7%	5.2%	3.9%	6.8%
5～10万人	7.0%	12.4%	6.7%	15.7%	14.8%	16.9%	8.7%	2.5%	10.2%
3～5万人	8.3%	8.1%	7.8%	13.8%	7.3%	13.6%	5.5%	-0.8%	5.7%
1～3万人	29.6%	12.7%	26.3%	25.9%	6.5%	22.6%	-3.7%	-6.2%	-3.6%
1万人未満	48.1%	6.5%	48.0%	27.8%	1.9%	24.7%	-20.3%	-4.6%	-23.3%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
(うち20万人～)	3.2%	46.8%	7.3%	7.7%	52.6%	11.5%	4.5%	5.8%	4.3%

(資料)総務省「平成24年度 市町村別決算状況調」各年版から作成。

注:人口は、各年度末時点の住民基本台帳人口。面積は、各年度10月1日現在。

2) 「地方創生」政策運用をめぐる地域での矛盾

①財政誘導による数値目標 (KPI)、施策メニューの押し付け

②自治体職場への国家公務員の「天下り」による軋轢

③コンサル任せで地域の現場から背離れた計画に。自治体領域と農協再編とのズレも。

④長期的総合的に取り組むべき地域づくりについて、短期的成果を求めることの愚

⑤地方財政見直し&交付税制度の不透明さを含め、中央集権的な進行管理体制に反発する地方自治体の首長・議会

VI 一人ひとりの基本的人権と福祉の向上を目指す地方自治・地域再生の対抗構想

1) 中央政府レベルでの野放図な国際化、構造改革政策、規制緩和政策の根本的見直し

①地域経済、日本経済を支え創造する主体 (中小企業、農家、協同組合、自治体) の地域内再投資力と地域内経済循環形成の重要性

②従来路線を引き継ぐ「構造改革」・TPP 路線は、地域経済を「破壊」するだけ

⇒国民・住民の消費購買力を拡大し、生活向上に直結する改革こそ必要

③一部の多国籍企業の利益を優先する「グローバル国家」(日本経団連) 型の政策ではなく、地域経済の担い手である中小企業や農林漁家、協同組合を重視した政策に

★一国経済、国土を形づくる基礎細胞である地域経済の地域内再投資力の担い手は、

圧倒的に中小企業（事業所の99%、従業者の7割）と農林漁家、協同組合

- ④福祉国家型地方自治体制は、憲法に基づき、国民主権＝住民自治を基本に、中央政府と対等の団体自治の確立を、行財政面で保障。

★その最大のミッションは「住民福祉の向上」

○それを保障する自治体の施策を国の「評価」を介しない中立的な算定に基づく地方交付税の増額によって後方支援。少なくとも「三位一体の改革」以前の水準に。

○行財政の私物化、官製ワーキングプアの増加、住民サービスの低下に結びつく民間化・市場化政策ではなく、正規公務員の増加によって「全体の奉仕者としての公務員」の役割が発揮できるようにする。併せて、中山間地域における定住者の増加と地域経済、社会機能、国土の維持・保全が期待できる。

○大規模市町村合併で衰退した自治体では、住民投票に基づき、自治体の分離・分立をできるようにし、分離・分立自治体に一定期間、行財政支援を行う

○単純二層制の道州制ではなく、現行の都道府県を活かし、さらに重層的な地方制度を確立することによって、過疎地域、大都市圏問わず、住民自治が可能な自治体、地域自治区、都市内分権を積極的に普及する。

2) 「小さくても輝く自治体フォーラム」参加自治体での地域づくりの実践から学ぶ

- ①小泉政権期における強制的な市町村合併政策への異議申し立ての開始（2003年）

○市町村合併に対抗する運動の広がり（住民投票条例直接請求運動は800自治体に）と保守革新問わず、異議申し立て、自立宣言運動が広がる

○現在も、毎年フォーラムを開催。地方自治とりわけ道州制をめぐる動きに警戒しながら、住民本位の地域づくりを交流 来週、鳥取県岩美町で全国フォーラム

- ②早くから、人口定住対策を、自治体と住民が協同で取り組んで、人口を維持、増加させている自治体が多い 北海道東川町、長野県原村、島根県海士町、宮崎県綾町

★合計特殊出生率が大都市圏よりも高いところが「フォーラムの会」自治体に多い。

全国小さくても輝く自治体フォーラムの会編『小さな自治体 輝く自治』自治体研究社、2014年

- ③宮崎県西米良（にしめら）村での取り組み

○1994年時点での厚生省人口研の将来推計人口は2010年で748人。2013年4月の人口は1249人

○西米良型ワーキングホリデー事業や第3セクター「米良の庄」による村づくり事業と雇用の創造、高齢者を中心とした多様な事業展開。若者のIターン増加。

○西米良村の村づくりの目標＝住民の幸福度をあげること（黒木村長）

- ④「一人ひとりが輝く地域づくり」を目的に、地域内経済循環と実践的住民自治による村づくり→お年寄りを大切にされた高福祉・低負担の長野県栄村と震災対応力

- ⑤有機農業、森林エネルギーの活用、地球環境問題への地域からの取り組み

宮崎県綾町、徳島県上勝町、高知県馬路村、岩手県紫波町など

- ⑥社会教育による学習の力、自治力が、地域づくりや住民自治・議会改革に結びつく村（長野県阿智村岡庭一雄前村長）「一人ひとりの人生の質が向上する村づくり」

- ⑦団体自治と住民自治、地域づくりの「三位一体」の関係が明確に。地方自治の原点

- ⑧広義の社会教育による主体形成の重要性

3) 大規模自治体での「都市内分権」、住民自治の基盤づくり

①地域自治組織を活用した多様な地域づくりの展開

- 新潟県上越市では、条例で旧市内含め地域自治区・公募公選制地域協議会設置
2010年度から地域活動資金制度開始（総額2億円）1区あたり500~1400万円を、地域協議会の議論を経て、地域づくりに自由に活用できる
- 28地域自治区の活動資金は、住民団体や自治組織が提案し、地域協議会が用途を選定。ハード事業、ソフト事業を問わず使うことができる

②政令市における新たな取り組み

- 新潟市での区レベルでの地域自治組織制度、区自治協議会の設置と区の行財政権限の拡大。農業地域に担当者加配。農業支援施設も設置。
- 横浜市では、議員提案の中小企業振興基本条例が制定されたあと、議会への報告義務条項を活用して、市の担当部署が毎年100頁あまりの報告書を作成、公表。区役所別にも地域経済貢献度を「見える化」 横浜市職員の活躍

【資料2】 過去5か年の市内中小企業者への発注状況の推移（財政局契約部契約締結分）

上段:件数(件)・金額(百万円) 下段:構成比率(%)

	工 事				物 品				委 託			
	市内中小企業 契約実績		契約実績 (単独随意契約及び 大規模契約を除く)		市内中小企業 契約実績		契約実績 (単独随意契約及び 大規模契約を除く)		市内中小企業 契約実績		契約実績 (単独随意契約及び 大規模契約を除く)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
19年度	2,308	55,062	2,482	75,513	2,893	4,461	3,140	5,365	1,170	9,898	1,263	10,932
	93.0	72.9	-	-	92.1	83.2	-	-	92.6	90.5	-	-
20年度	2,740	74,341	2,946	104,179	2,952	4,527	3,341	7,788	1,190	9,990	1,281	11,035
	93.0	71.4	-	-	88.4	58.1	-	-	92.9	90.5	-	-
21年度	2,869	80,812	3,021	96,932	2,794	4,263	3,405	6,894	1,298	10,957	1,377	14,136
	95.0	83.4	-	-	82.1	61.8	-	-	94.3	77.5	-	-
22年度	2,678	70,602	2,823	91,199	3,244	4,097	3,767	6,241	1,275	10,741	1,358	11,675
	94.9	77.4	-	-	86.1	65.6	-	-	93.9	92.0	-	-
23年度	2,526	73,094	2,686	96,977	2,785	4,253	3,176	6,226	1,263	8,000	1,342	8,615
	94.0	75.4	-	-	87.7	68.3	-	-	94.1	92.9	-	-

※ 「契約実績（単独随意契約及び大規模契約を除く）」は、中小企業庁が行っている「官公需契約実績額等の調査」と同様に、競争の余地がない「単独随意契約」及び中小企業者の参入の余地が少なく入札参加者を市内事業者に限定できない「大規模契約（政府調達協定（WTO）対象契約）」を除いたもの

（出所）横浜市『平成 23 年度横浜市中企業振興基本条例に基づく取組状況報告書』
2012 年 9 月

4) 多数者のための自治体による新たな地域政策の広がり

①自治体産業振興政策のなかで注目される中小企業振興基本条例と公契約条例

- 中小企業振興基本条例の内容と水準の高まり（261自治体、43道府県）
 - ★中小企業振興と地域づくりの一体的把握【特定中小企業の保護政策ではない】
 - ★自治体の責務だけではなく、中小企業、大企業、大学、住民の役割を明確化
 - ★政策対象に農業、福祉、環境、教育を入れる自治体が増加
 - ★中小企業施策の体系化と実施状況の公開、財政的手当て、受注機会拡大も明記
 - ★金融機関、小規模零細企業も対象に。目的に地域経済循環、農商工連携、防災

- 「公契約条例」の制定による最低賃金・原価底上げと地域経済振興策
 - ★千葉県野田市において、2010年2月から施行し、現在30の自治体が制定
- ②地域内経済循環、再生可能エネルギーへの注目
 - 産業振興と生活・福祉・景観・環境政策とのリンケージ（結合）紫波町、湖南市
所得の域内循環と経営維持、地域社会、景観形成、環境保全の相互連関
 - 「年金経済」の重要性 年金を出発点にした資金循環と仕事起し、福祉の連関性
 - 地域内経済循環が形成されることで、一人ひとりの住民の生活の維持、向上へ
 - ・二本松市復興支援事業協同組合 市内150の中小企業が協同組合をつくり、市の発注する除染事業、復興事業を、「地域経済循環」の視点から受注する運動
 - ★循環→資金・所得の循環、物質・エネルギー循環、人と自然との循環
- ③自治体の地域振興方策の多様化→産業自治、エネルギー自治への志向

おわりに

- 1) 日本・世界の将来をめぐる対抗軸が明確になってきている
 - ①グローバリズムの中で「経済性」（短期的な金儲けの追求）と「人間性」（命と人間らしい暮らしの尊重）の対立が広がる→主体的な運動こそが解決の道をつくりだす
 - ★安倍政権による平和的生存権の侵害に対し多くの人々が反発を強める→市民連合を主軸にした立憲主義擁護の幅広い対抗軸の形成
 - ★グローバル競争に左右されない「個性」を重視した地域づくりの重要性
そのためのバリア（防波堤）としての中小企業振興基本条例、公契約条例
 - ②大災害の時代に入るなかで、足元から住民の命を守り、人間らしい暮らしを再生・維持する持続可能な地域づくりが求められている時代に
 - ★憲法と地方自治をめぐる戦後最大の危機局面の一段深化
 - ★いま、改めて問われる「憲法を暮らしの中に生かす」（蜷川虎三）こと
 - ★国や自治体を、少数の大企業のものではなく、主権者である国民、住民のものに
 - ★大飯原発差し止め訴訟判決の画期的意義 憲法に基づく人格権を最高の価値と宣言 <豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富>
 - ③個別の地域のなかでの地域内再投資力の強化と、国土の持続的発展のための都市と農村の連携の強化を併せて追求する必要がある。農林業、自然エネルギーの重要性
- 2) 矛盾が集中する3. 11被災地、沖縄、新潟から新しい民主主義・地方自治の流れ
 - ①沖縄県知事選挙での「オール沖縄」翁長知事の誕生（2014年11月）
 - ②転換点としての2015年安保法案反対・立憲主義回復運動の全国的広がり市民連合と野党の共同運動の成立
 - ③惨事便乗型の「創造的復興」に対する「人間の復興」、幸福追求権の保障を第一にした達増岩手県知事の無投票当選（2015年9月）
 - ④2016年7月参議院選挙1人区における野党統一候補の勝利（東北5県、新潟、長野、山梨、三重、大分、沖縄）
 - ⑤新潟県知事選挙での米山知事の誕生（2016年10月）
 - ⑥沖縄、岩手、新潟県では、地域ごとに焦点の課題を中心にした対抗軸の形成。さらにその連携は一国レベル、グローバルな広がりをもって拡大する可能性

3) 新しい地方自治・地域再生への展望

①新潟県知事選挙での米山知事誕生の意味

- 安保法廃止・立憲主義回復で市民連合と野党の共同の実現→森参議院議員の誕生
- 知事選挙では、泉田立候補断念表明後、わずかな時間で米山候補擁立とともに原発再稼働、TPP問題、住民の暮らしと地域経済の再生等、広範な分野での政策を共同でつくり、県内の地域単位に共同組織（地域連絡調整会議）をつくり、前長岡市長・全国市長会会長を相手に圧勝。自治体の首長、農協幹部の共感。
- 「市民と野党の共闘」による政策綱領・公約づくり（参考資料 参照）
- 本年度予算において、上記公約の具体化が始まる

②被災地、沖縄、新潟に通底する流れ

- 従来の国主導でのトップダウン的な政策と財政誘導の矛盾が、住民の命や生存権をめぐる問題の深刻化のなかで地域財界人を含む圧倒的多くの住民にもわかるようになる
- 「真実」を科学的に明らかにする取組みのなかで、共感と合意が広がる。地域のマスコミも大きく報道することにより県民世論が形成
- 粘り強い、住民自治の取組み。住民投票、社会運動の蓄積で自治の民度を高めてきている。それによって多様な分野をつなぐクロスオーバーの運動体が形成
- 地域政党、社会運動団体の住民の福祉、基本的人権の向上を第一にした共同への前向きな取組みと信頼できるリーダー・よい候補者を生み出したこと

③米国でのサンダース大統領候補の運動から学ぶ（『バーニー・サンダース自伝』）

- なぜ、サンダースはクリントン候補に肉薄するまで力をもつようになったのか
72年ヴァーモント州上院議員選挙に自由連合党から出馬、得票率2%で落選。81年同州州都バーリントン市長選挙に勝利（～89年）、91年合衆国下院議員当選（～07年）、同上院議員当選（2007年～）。2015年まで、社会主義を掲げて無所属で通し、大統領選挙に立候補するために同年、民主党員に。
- 最低賃金引き上げ、国民皆保険制度、環境保全等、多数者のための政治を一貫して掲げ、地道な社会運動と制度制定に取組み、それを地方政治、国政において実現
- 大統領選挙における公約＝反グローバリズムの協同主義、人間尊重思想。富裕者と大企業への課税強化、連邦最低賃金を2020年までに15ドルに倍増、道路・橋梁・鉄道等インフラへの投資で1300万人の雇用創出、自由貿易交渉を止め低賃金国の賃金引き上げを促す、公立大学の授業料無料化、単一基金による国民皆保険

④先の英国総選挙での労働党躍進の要因も、地域に入って「ブレッド&バター・イシュー」（生活問題）を前面に出して、野党間の協力を行ったことにあった

- ⑤少数のグローバル企業・投資家の利益を第一に追求する政権は永続しない。99%の国民、住民との協同を形成し、その幸福追求権と基本的人権を第一にした社会経済をつくりだすためには「協同」と「連帯」に基づく取組みこそ必要になっている。

○政策綱領

県民の安全を最優先してきた泉田路線を継承し、原発再稼働の議論の前に、福島原発事故の検証をしっかりと行います。

現在と未来の県民の命と健康に責任を持つものとして泉田知事の路線を継承します。そのために、必要な検証を最優先し、安全対策を強化します。

1 安全への責任 原子力防災への取り組み

○福島原発事故およびその影響と課題に関する3つの検証（事故原因検証、事故の健康と生活への影響の検証、安全な避難方法の検証）がなされない限り原発再稼働の議論は始められない。

- ・3つの検証に基づいた、安全な避難計画の策定
- ・3つの検証に基づいた、原子力防災対策
- ・3つの検証に基づいた、万一事故が起こった場合の、迅速な被災者支援体制・制度の策定

○自然災害（雪害、水害、地震他）防災に対する取り組み

- ・防災インフラの徹底的な整備
- ・防災を担う地域の体制の維持・整備
- ・迅速な被災者支援体制・制度の策定

2 食と農を守る責任 TPPから新潟の農業を守り、21世紀型の「農業大県」を実現します。

○私は農家に生まれ育ちました。農業や医療など様々な分野に大きな影響を及ぼすにもかかわらず、情報が全く公開されていないTPPから地域の多様な農業、小さな農業や家族農業を守るとともに、農業の新しい挑戦を支援します。

○TPP対策

- ・TPPが新潟県の農業に及ぼす影響の徹底検証と国への要請
- ・「戸別所得補償制度」などの復活・充実強化の国への要請

○地域農業保護対策

- ・「戸別所得補償制度」などの復活・充実強化の国への要請
- ・価格変動他、不可抗力リスクに対する支援制度の策定
- ・新たな担い手と、地域農業のマッチングシステムの策定
- ・新たな担い手への、投融資制度の設立

○21世紀型の「農業大県」への挑戦

- ・新潟産品のブランド化とブランドの育成
- ・新潟産農産物の輸出強化
- ・農業と観光の融合の支援
- ・新たな担い手への、投融資制度の設立

3 命への責任 医師・弁護士としてこの地域の人々に寄り添ってきた経験をいかし、

「子育て・医療・介護・福祉 日本一の新潟県」を実現します。

○ 子育て支援・少子化対策

- ・子育て世帯の生活支援 豊かでない子育て世帯に対する財政支援
- ・保育施設、特に病児保育施設の充実。
- ・公的な子育て支援施設の充実。公的子育て支援施設における幼児教育の充実。

○ 中央と変わらない医療の実現

- ・医師・看護師にとって地域の臨床経験が生きるキャリアパスと、働きやすい環境を作り、医師・看護師を確保する。
- ・魚沼基幹病院、県央基幹病院を全面的に開業・運用し、地域における高度医療を実現する。
- ・基幹病院、地域医療機関との連携を高め、中山間地での医療体制を維持する。

○ 新たな医療の創造

- ・県民医療ビッグデータを用いた、医学研究と県民健康の増進。
- ・県民健康ビッグデータの民間開放による、健康産業創設の支援。
- ・誰もが安心して暮らせる介護の実現

○ 介護職員の待遇向上のための事業者支援制度の創設。

- ・県内市町村と連携した、各地域の適正な施設配分計画の策定。
- ・介護保険制度の適切で細やかな運用。

○ 安心の福祉制度の実現

- ・均等な福祉施設の配備と維持。
- ・新潟水俣病の完全解決への取り組み。

○ 拉致問題の完全解決への取り組み

- ・拉致問題の解決への取り組みの支援。

4 雇用の責任 企業と人が集まる 「日本海側の表玄関 世界に開かれた新潟」を創ります。

○ 新潟空港へのアクセスや県内交通ネットワークの充実、国際見本市の開催、自然エネルギー産業の最大活用、グリーンツーリズムや食のツーリズム・アートツーリズムの促進、中小企業支援による最低賃金アップで、新潟の産業を再生させます。

○ 新潟の利便性の向上

- ・新潟空港と新潟駅の直接アクセス。
- ・格安航空や特徴ある路線の誘致によるオンリーワンの新潟空港作り。
- ・県内交通網の整備—不便を解消する細やかな公共事業。
- ・新潟港の整備による日本海貿易の促進。

○ 企業・起業の支援

- ・新潟県企業の海外進出支援。国際見本市の開催
- ・民間の知恵を借りた起業支援制度の創設—新潟県版マネーの虎。

○ 新産業の促進

- ・自然エネルギー企業への支援（新潟県版「グリーンニューディール」）。
- ・地域の観光資源とイベントを組み合わせたストーリーのある観光資源の創造（グリーンツーリズム、食のツーリズム、アートツーリズム）。

- ・県民健康ビッグデータの解放による医療・介護産業支援。
- 働く環境の向上
 - ・新潟県企業の海外進出支援。国際見本市の開催
 - ・中小企業の労働環境整備の支援による最低賃金上昇。
- 5 住民参加への責任 徹底した情報公開と住民参加でボトムアップの対話型県政を実現します。
 - 情報公開を徹底し、対話の場を設け、県民の豊かな アイディアを新潟県発展と県民生活向上に活かす「対話型の県政」によって実現します。
 - 一人一人が参加できる県政の実現
 - ・知事を先頭にした徹底した情報公開。
 - ・県内の英知を結集するための、定期的なタウンミーティングの仕組みの創設。
- 6 教育への責任 新潟の未来、日本の未来を作る子供たちが、一人一人の希望に応じて、豊かで、質の高い教育を受けることができる新潟県を作ります。
 - 誰もが安心して教育を受けられる新潟
 - ・新潟版「給付型奨学金」の創設。
 - ・豊かでない子育て世帯に対する、幼児教育への財政支援制度の創設。
 - 質の高い義務教育の実現
 - ・新潟県の義務教育の質の向上のための、教員の研修制度の充実。
 - ・部活動などへの外部人材の活用による、教員の働きやすい環境の整備。
 - 芸術文化による地域創造
 - ・特徴ある芸術文化への財政支援。
 - ・芸術文化と観光資源の融合

【付録】「基本的人権は、なにか宙にうかんだ抽象の権利ではなく、人間が生まれ、成長し、生活し、労働し、そして老いて死ぬそれぞれの地域の具体的な自然的・社会的条件に規定されているものである。したがって、民主主義の運動もまた具体的にはそれぞれの地域の諸条件を改善する自主的、自発的な住民運動として展開されざるをえない。地方自治の概念は、基本的人権を擁護する地域の民主的な制度や自治的な組織までをふくむはば広い概念として成立するのである」（島恭彦「現代自治体論の潮流と課題」『現代と思想』第19号、1975年（『島恭彦著作集』第4巻、有斐閣、1983年に所収）

【参考文献】岡田知弘『地域づくりの経済学入門』自治体研究社、2005年／岡田知弘『一人ひとりが輝く地域再生』新日本出版社、2009年／岡田知弘他『地域調査は地域づくり』自治体研究社、2010年／岡田知弘『震災からの地域再生』新日本出版社、2012年／岡田知弘・西尾栄一他『増補版 中小企業振興条例で地域をつくる』自治体研究社、2013年／渡辺治・岡田知弘・後藤道夫・二宮厚美『< 大国 >への執念 安倍政権と日本の危機』大月書店、2014年／岡田知弘『「自治体消滅」論を超えて』自治体研究社、2014年／岡田知弘・秋山いつき『災害の時代に立ち向かう一中小企業と自治体の役割』自治体研究社、2016年、／岡田知弘・岩佐和幸編『入門 現代日本の経済政策』法律文化社、2016年8月／ にいがた自治体研究所編『県民は、なぜ米山知事を選んだのか』同研究所、2017年5月